

正誤表（手数料の徴収対象者 三）

（傍線部分が修正箇所）

正			誤		
手数料の徴収対象者	現行の廃棄物処理手数料 （令和5年9月30日 搬入分まで適用）	改定後の廃棄物処理手数料 （令和5年10月1日搬入 分から適用）	手数料の徴収対象者	現行の廃棄物処理手 数料 （令和5年9月30日 搬入分まで適用）	改定後の廃棄物処理手 数料 （令和5年10月1日搬入 分から適用）
<u>三 運搬施設を利用し て一日平均十キログラ ムを超える量の家庭廃 棄物又は臨時に家庭廃 棄物を排出した者</u>	一キログラムにつき 四十円 ただし、一日平均十キロ グラムを超える量の家 庭廃棄物を排出した者 は、一日平均十キログ ラムを超える量一キログ ラムにつき 四十円	一キログラムにつき 四十六円 ただし、一日平均十キログ ラムを超える量の家庭廃 棄物を排出した者は、一日 平均十キログラムを超え る量一キログラムにつき 四十六円	三 転居廃棄物(粗 大ごみの形状のもの に限る。)を処理施設 に運搬した者	一キログラムにつき 四十円 ただし、一日平均十キ ログラムを超える量 の家庭廃棄物を排出 した者は、一日平均十 キログラムを超える 量一キログラムにつ き 四十円	一キログラムにつき 四十六円 ただし、一日平均十キログ ラムを超える量の家庭廃 棄物を排出した者は、一日 平均十キログラムを超え る量一キログラムにつ き 四十六円